

生活保護受給者への 介護サービスの提供について

福祉局くらし支援課 医療担当 大野

目次

1. 生活保護受給者への介護サービスの提供について
2. 生活保護受給者の介護サービス利用について
3. 本人支払額について
4. 保護事務センターについて

1. 生活保護受給者への介護サービスの提供について

生活保護受給者へ介護サービスを提供する介護事業者は、生活保護法の指定介護機関でなければなりません。

指定介護機関は、生活保護法による保護の趣旨を十分に理解いただき、次のことを守ってください。

■ 義務

指定介護機関は、「指定介護機関介護担当規程」に従って、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければなりません。(生活保護法第50条第1項)

■ 指導

指定介護機関は、生活保護受給者の介護について、市長の行う指導等を受ける場合があります。

(生活保護法第50条第2項)

■ 介護扶助決定にかかる留意事項

居宅介護等に係る介護扶助の程度は、以下の基準額等の範囲内でなければなりません。

- 介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額
- 介護予防サービス費等区分支給限度基準額
- 介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額

以下の入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額に限られます。

入居に係る利用料とは、家賃、管理費(家賃相当の利用料をいう。)及び入居に際し支払う必要がある保証金(敷金に相当するものに限る。)のことを言います。

- ① 特定施設入居者生活介護
- ② 認知症対応型共同生活介護
- ③ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ④ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護

■届出

<令和8年4月1日以降>

変更あり

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、介護保険法に基づく届出手続きを行うことで、生活保護法に基づく届出手続が不要になります。

届出は、変更の場合も監査指導部のみとなり、区生活支援課等への届出は不要となります。

詳細については、決まり次第ホームページでお知らせいたします。

<令和8年3月31日まで>

指定介護機関は、新規指定・廃止・事業所番号の変更以外の事由が生じたときは、当該介護機関の所在地を管轄する福祉事務所に届け出てください。

詳細についてはホームページをご覧ください。

神戸市ホームページで検索してください。

生活保護 指定 介護

検索



資料①

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第15次地方分権一括法案）の概要（生活保護法部分抜粋）

趣旨

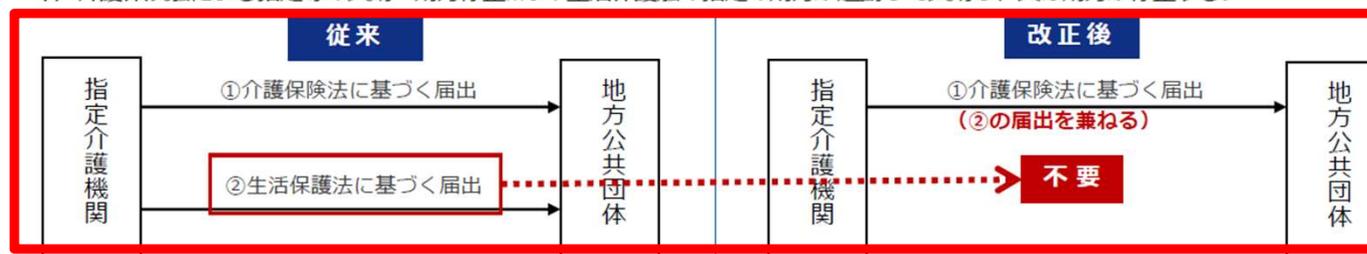
- 令和4年分権提案において、介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなすために必要な法改正の提案があった。
- 自治体等の負担軽減の観点から、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、令和7年通常国会に提出する地方分権一括法案（生活保護法改正）により所要の措置を講ずる（施行期日：令和8年4月1日）。

概要

指定介護機関※1については、生活保護法・介護保険法の両方の手続を要するところ、以下のとおり生活保護法の手続を不要とし簡素化。

ア) 名称等の変更等※2の届出：介護保険法の届出を生活保護法の届出とみなす。

イ) 介護保険法による指定等の失効・効力停止※3：生活保護法の指定の効力が連動して失効し、又は効力が停止する。



効果： 指定介護機関・都道府県等の手続負担の軽減

- ※1 生活保護法による指定を受け、同法の介護扶助（例：居宅介護）の給付を行う介護機関
- ※2 名称等の変更のほか、事業の廃止、休止又は再開の届出も同様
- ※3 平成25年の生活保護法改正等により、介護保険法による指定等をもって生活保護法の指定があったものとみなされた指定介護機関については、失効・効力停止の連動が措置済み。今般、これ以外の指定介護機関についても、失効・効力停止が連動するよう措置

【参考】令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

- (v) 生活保護法による指定介護機関（54条の2第1項）については、令和8年度から、介護保険法による変更の届出等（介護保険法（平9法123）75条1項）があった場合に、生活保護法上の届出（54条の2第5項及び6項において準用する50条の2）もあつたものとして取り扱うこととする。
- (vi) 生活保護法による指定介護機関（生活保護法の一部を改正する法律（平25法104）1条による改正前の生活保護法54条の2第1項）については、令和8年度から、介護保険法による指定の取消し等（介護保険法（平9法123）77条1項）が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等（54条の2第3項及び4項）も連動するよう取り扱うこととする。

資料②

生活保護法上の指定介護機関に関する 介護保険法上の手続との連動対象の見直し案

介護保険法上の手続	生活保護法上の取扱い（介護保険法上の手続との連動有無）		見直し案
	現在の取扱い		
	H25改正法施行前に指定された機関	H25改正法施行後に指定された機関	
① 指定又は許可	<p style="text-align: center;">×</p> <p>ただし、一部特養についてのみ○</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>指定介護機関の指定があったものとみなす（H25改正措置済み） 【第54条の2第2項】</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>既に指定されているため対応不要</p>
② 指定又は許可の辞退・取消し・効力喪失、事業廃止	<p style="text-align: center;">×</p> <p>介護保険法上の指定の効力喪失や停止等があった場合、介護保険法に基づく処分とは別に生活保護法に基づく指定取消等の処分が必要</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>（H25改正措置済み） 【第54条の2第3項】 ※第54条の2第2項によるみなし指定の場合のみ</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>・みなし指定でなく、第54条の2第1項による生保独自指定を受けた介護機関についても連動させる 【第54条の2第3項・第4項改正】 ・今回の改正施行日前に生保独自指定を受けていた介護機関と、H25改正法の施行日前に指定を受けた介護機関についても連動させる【経過措置】</p>
③ 効力停止		<p style="text-align: center;">○</p> <p>（R2改正措置済み） 【第54条の2第4項】 ※第54条の2第2項によるみなし指定の場合のみ</p>	
④ 名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出	<p style="text-align: center;">×</p> <p>みなしに関する規定がなく、別途生活保護法に基づく手続が必要 【第54条の2第5項・第6項で準用する第50条の2】</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>・介護保険法上の届出と同一の事由に基づく届出があったものとみなす 【第54条の2第7項新設及び経過措置】</p>	1

R4分推提案

2. 生活保護受給者の介護サービス利用について

(1) 介護保険の被保険者と「生活保護10割の者」

65歳以上	医療扶助の加入の有無に関係なく	介護保険の第1号被保険者
40～64歳	医療保険の加入があれば	介護保険の第2号被保険者
	医療保険への加入が無いとき	介護保険の被保険者資格なし

生活保護受給者は国民健康保険加入資格を有しないため、40歳から64歳までの生活保護受給者は、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組保管掌健康保険（組合健保）等の社会保険の被保険者・被扶養者を除いて、介護保険の被保険者とはなりません。

介護保険の被保険者資格を持たない40歳から64歳までの生活保護受給者が、介護サービスが必要な状態となった場合には、各区の生活支援課では、まず障害福祉サービス等の利用を検討します。

障害福祉サービス等によって介護需要が満たされず、かつ特定疾病により要介護・要支援状態となったときには、「被保険者以外の者」として介護保険と同様のサービスを受けることができます。

被保険者以外の者が介護保険と同等のサービスを受けた時の介護費用は、**全額**を生活保護の介護扶助で負担します。

この対象者を「**生活保護10割の者**」と呼び、**被保険者番号は「H」**で始まります。

(2) 介護サービス費用の負担割合

生活保護受給者で介護保険の被保険者は、介護サービス費用の9割分を介護保険からの給付を受け、自己負担となる1割分を生活保護の介護扶助が負担します。

「生活保護10割の者」は、介護サービス費用の10割全てを生活保護の介護扶助で負担します。



(3) 介護扶助と障害福祉サービス等との適用関係

- ・介護保険の被保険者(第1号、第2号)は、
介護保険給付及び介護扶助が、障害福祉サービス等より優先します。
- ・「生活保護10割の者」は、生活保護法における「保護の補足性の原理」に基づき、
障害福祉サービス等が介護扶助より優先します。

(4) 福祉用具の購入や住宅改修

償還払いを伴う場合があります、かつ生活保護受給者から福祉事務所への申請が必要となりますので、**必要**となった場合は、**事前に担当ケースワーカーにお知らせください。**

3. 本人支払額について

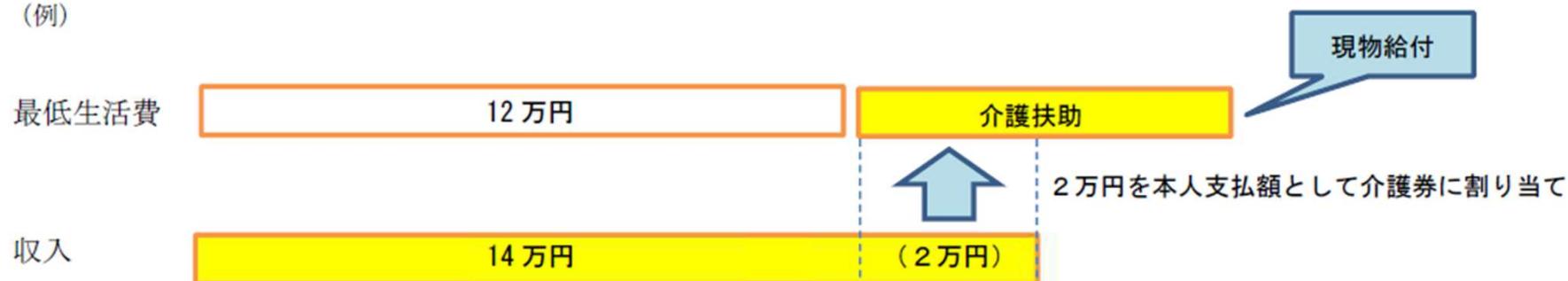
(1) 本人支払額とは

生活保護の制度では、通常は世帯の収入が国の定める最低生活費を下回る場合に生活保護が適用されます。

しかしながら、世帯収入が最低生活費を上回る場合でも、医療費や介護費を考慮すれば最低生活の維持が困難な場合には生活保護が適用されます。

この場合に、最低生活費の基準まで医療費や介護費の一部を当該世帯が負担したうえで生活保護を適用することになります。この自己負担額を「本人支払額」といいます。

(例)



※上記のケースだと収入14万円－最低生活費12万円＝2万円で収入が最低生活費を上回っていますが、介護サービスにかかる費用を含めると収入では最低生活が維持できなくなります。

この場合に生活保護を適用することになります。介護サービスは現物支給され本来は本人の自己負担はないものですが、収入が最低生活費を上回っているため、**差額の2万円まで自己負担**していただいたうえで**生活保護を適用**することになります。

(2) 本人支払額の徴収について

本人支払額が発生している世帯については、介護券に金額が明記されているため、

介護報酬のうちの**介護扶助の金額内**

(介護保険被保険者は介護報酬の1割、生活保護10割の者は介護報酬の全額)

で本人支払額を徴収してください。

(例) 介護保険被保険者で本人支払額が20,000円割り当てられており、介護報酬が50,000円発生した場合

通常だと、介護保険で45,000円、介護扶助で5,000円を請求いただき本人の負担はないところですが、本人支払額が割り当てされているので、介護保険で45,000円請求いただき、介護扶助分の5,000円は本人から徴収していただくこととなります。

4. 保護事務センターについて

(1) 保護事務センターについて

名称: 神戸市生活保護事務センター(通称: 保護事務センター) 令和2年4月より開設。

業務内容: 神戸市で生活保護受給中の方の介護券の発行依頼受付と発行。

※ ただし被保険者番号の頭文字がHの方は除く

- ① 居宅サービスをご利用の場合 ⇒ ケアマネジャーの皆様から、「介護保険被保険者証の写し(居宅介護支援事業者の名称、届出年月日が印字されたもの。新規時、及び更新・変更、居宅介護支援事業者変更の場合も必要です。）」、「サービス利用票(兼居宅(介護予防)サービス計画)及びサービス利用票別表」、「マイ・ケアプラン(1)(2)(要支援の方)」を保護事務センターあてお送りください。
- ② 施設サービス、並びに、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護をご利用の場合⇒ 介護保険被保険者証の写し等、入所年月日、施設名のわかる書類をお送りください。
- ③ 生活保護のケースワーカーにご用件がある場合は、従前どおり各区(支所)にお電話ください。

< 諸注意 >

- 生活保護の介護券は、あらかじめケアマネジャーの皆様からご提出いただいた上記の書類を基にサービス提供事業所ごとに発行します。サービス種別の変更、サービス提供事業所の変更があった場合も、変更月の「サービス利用票(兼居宅(介護予防)サービス計画)及びサービス利用票別表」、「マイ・ケアプラン(1)(2)(要支援の方)」をお送りください。
- 介護保険被保険者証に居宅介護支援事業者の名称等の記載がない場合、別途「居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成依頼の届出(旨の届出)」の控え等もお送りください。
- 要介護度の変更、更新の場合を除く認定期間中で、サービス利用票及びサービス利用票別表等の内容に変更がない場合、改めて提出いただく必要はありません。
- ただし、生活保護受給者が市内転居する場合、転居前の区の福祉事務所と、転居先の区の福祉事務所で保護の実施の切り替え手続き(移管)の期間が発生します。保護の切り替え手続き(移管)完了後、保護事務センターよりご連絡いたしますので、お手数をおかけいたしますが、ご依頼する月(移管開始月)の「サービス利用票(兼居宅(介護予防)サービス計画)及びサービス利用票別表」、「マイ・ケアプラン(1)(2)(要支援の方)」を改めてお送りください。
- 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の場合、必要性の確認のため連絡等をさせていただくことがあります。
- 介護予防・生活支援サービスをご利用の場合、「マイ・ケアプラン(2)」の「サービス種別」には、サービスの名称(「介護予防訪問サービス」等)を参考追記してください。
- 以下のことについては、従前どおり各区(支所)の担当ケースワーカーにご連絡ください。
福祉用具の購入、住宅改修等、償還申請を伴う介護サービスの利用
生活保護10割の者(被保険者番号の頭文字がHの方)の介護券・医療扶助の訪問看護

(2) 連絡先

電話番号:078-322-0560(直通) FAX:078-322-6058

(3) 受付

介護券の送付依頼などの受付は、郵便またはファックスとなります。

【送付先】 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1
神戸市福祉局くらし支援課 保護事務センターあて

【業務時間】 午前9時～12時、13時～17時15分（土日祝及び12月29日～1月3日は休業）

【問い合わせ先】

介護扶助に関する内容:福祉局くらし支援課

個別事案に関する内容:各区保健福祉部生活支援課

北神区役所保健福祉課保護係

北須磨支所生活支援課